

## 日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第5 議案第1号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 横版の予算関係議案をお願いいたします。1ページ目でございます。

議案第1号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告について。

地方自治法の規定により報告し承認を求めますのでございます。

3ページをお願いいたします。専決処分の内容でございます。平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算（第13号）。

歳入歳出予算補正 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,903万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,736万3,000円とするものでございます。

内容について9ページお願いいたします。歳入でございます。

9款 1項 1目地方交付税1億7,553万8,000円の追加でございます。特別交付税の追加でございます。これによりまして確定されて23年度の交付税は、普通交付税が約14億2,700万円。特別交付税が約2億2,900万円。合計16億5,600万円となります。

13款 2項 3目土木費国庫補助金1,050万円の追加でございます。除雪費補助金、これは豪雪のため臨時に交付されたものでございます。

17款 2項 1目財政調整基金繰入金1,700万円の減額。これは基金に戻すものでございます。これで23年度中の財政調整基金からの取り崩しはゼロということになります。

次のページ、歳出。

2款 1項 13目財政調整基金費1億6,903万8,000円の追加でございます。これは基金に積み立てるものでございます。財調含めた一般会計8つの基金の平成23年度中の積立金の合計は約1億9,100万円の増加でございます。23年度末の現在高は約18億4,600万円となります。

8款 2項 1目道路維持費0で、これは財源更正でございます。先ほどの国庫補助金が入ったことによりまして、一般財源から、財源を補助金に振り返るものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

#### 議案第1号 採決

○議長（武石善治） 議案第1号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は、本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

#### 日程第6 議案第2号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第6 議案第2号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 第2回 上小阿仁村議会定例会提出議案の方の1ページになります。

議案第2号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報国し承認を求めるものであります。

3ページにその内容が書いてあります。これにつきましては、4月24日の全員協議会の中でも少し説明をさせていただきました。

上小阿仁村村税条例の一部を次のように改正するというふうなことで、内容につきましては、固定資産税等の負担調整措置を、現行の仕組みを2年延長するというのが1つの内容。それから、東日本大震災で被災された方を対象にして、固定資産の譲渡による長期譲渡所得が生じた時、これはを控除するもので、平成23年度までとなっていたものを、平成26年度まで延長する地方自治法の改正に基く改正というふうになっております。主なものはこの2点でありますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（武石善治） これより質疑をおこないます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

#### 議案第2号 採決

○議長（武石善治） 議案第2号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

#### 日程第7 議案第3号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第7 議案第3号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 同様に8ページをお開きいただきたいと思います。議案第3号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について。

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては、10ページをお開きいただきたいと思います。

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を次のような改正するというふうなことで、これにつきましては、先ほどご説明を申し上げました東日本大震災で被災された方を対象として、固定資産の譲渡による長期譲渡所得が生じた時にこれを控除するもので、平成23年度までとなっていたものを、平成26年度まで延長する地方税法の改正に基き、国民健康保険税条例を改正したものであります。

よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（武石善治） これより質疑をおこないます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

#### 議案第3号 採決

○議長（武石善治） 議案第3号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

## 日程第8 議案第4号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第8 議案第4号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 予算関係議案の方に戻っていただきたいと思います。11ページでございます。

議案第4号 平成24年度上小阿仁村一般会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算補正

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,752万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,477万9,000円とするものでございます。

内容についてでございます。17ページを願いたいします。主なもののみ説明させていただきます。歳入でございます。

13款 2項 3目農林水産業費国庫補助金、88万7,000円及び下の方の14款 2項 4目農林水産業費県補助金。この内説明欄の農業生産施設復旧支援事業費98万7,000円でございます。これにつきましては、ともに4月3日から4日にかけての暴風による農業生産施設復旧に係る補助金でございます。国庫補助金が被害額の30%、県補助金が被害額の3分の1でございます。なお、これにつきましては、村でも一般財源で6分の1を補助しております。トータルで被害額の80%が補助されるということになります。

9目消防費県補助金138万円でございます。これにつきましては、避難の際の避難所の機能強化のための県補助金でございます。

次のページ、15款 2項 1目不動産売払収入413万7,000円の追加でございます。このうち造材売払収入402万6,000円。これは林業専用道カル沢大滝沢線の開設工事、県営事業として行われる林道開設工事に伴います支障木売払いでございます。その下の木材売払収入11万1,000円につきましては東北電力送電線の線下保障でございます。

17款 2項 1目財政調整基金繰入金4,015万5,000円。一般財源分として基金を取り崩すものでございます。

19款 4項 5目雑入であります。1,865万5,000円。これは村有建物、車損害共済金でございますが、これは健康増進トレーニングセンター、今年の豪雪による被害に対する保険金でございます。次のページ、19款 5項 1目民生費受託事業収入118万4,000円。民生費受託事業収入でございます。これにつきましては、現在、引き受けしております五城目町の児童についての受託園児の保育料でございます。なお、今定例会に秋田市からの受け入れに係る議案を提出されておりますけれども、これに係る予算につきましては9月補正とな

っております。

次のページ、歳出でございます。まず歳出の一般会計、特別会計全般に渡ることでございますけれども、シルバー人材センターで4月以降業務がでできなかったことに伴いまして、当初予算で、運転業務につきまして13節委託料に計上しておりました予算を7節賃金に振り替えしております。これにつきましては、科目での説明は省略させていただきます。

また、人事異動に伴う人件費の増減がございますけれども、特に人員増減のないものにつきましても説明は省略をさせていただきたいと思っております。

2款総務費でございます。この後説明いたしますけれども、総務費の中には大地の芸術祭関係の科目にまたがった予算が計上されております。詳しくは常任委員会審査の際は、関係予算を一覧表にして説明したいと思っております。この場では主なもののみ説明させていただきます。

2目文書広報費295万4,000円の追加でございます。13節委託料、新児童手当システム改修業務委託料、これは児童手当法改正に伴うコンピュータシステムの改修でございます。6目企画費427万2,000円の追加でございます。8節報償費30万円の追加、これは後継者結婚祝金でございます。祝い金の額を5万円から10万円に引き上げたものによること、それから当初予算で3組の交付見込みで計上しておりましたけれども、これを4組としたことによる追加でございます。次のページ、11節需用費64万9,000円で、これはにつきましては大地の芸術祭上小阿仁プロジェクト関係の消耗品等の予算を計上しております。14節使用料及び賃借料57万8,000円でございます。これにつきましては大地の芸術祭関係の仮設トイレ使用料、土地賃借料等を計上しております。その前の13節99万4,000円でございますけれども、シャトルバス運行委託料82万円でございます。これにつきましては大地の芸術祭、7月29日～9月17日までの51日間開催されます。この間の土、日、祝日16日間でございますけれども、これにつきまして、1日4往復のシャトルバス、道の駅、八木沢間で運行するものでございます。これにつきましては、バス会社への委託でございます。15節工事請負費、八木沢公民館給排水改修工事35万9,000円、これにつきましては、公民館の水道の排水、現在、外にたれ流しでございますけれども、設置されております合併浄化槽に接続するための工事でございます。八木沢公民館車庫移設工事29万3,000円、これにつきましては、公民館前にある車庫を移設する工事でございます。

次のページ、19節負担金補助及び交付金53万4,000円。小沢田部落若勢団補助金53万4,000円でございます。これにつきましては大地の芸術祭の開催期間中の8月5日、6日に新潟県十日町市の新田集落、ここに小沢田の駒踊り、それから大林獅子踊り、八木沢番額が出演することになっております。その他、

小沢田集落によりましてマト灯も行う予定でございます。この経費の一部について補助するものでございます。

8目自治振興費 33万4,000円の追加、19節負担金補助及び交付金、い樹い樹むらづくり活動補助金 20万円の追加でございます。これにつきましては、い樹い樹むらづくり活動補助金の中の要綱を一部改正していただきまして、い樹い樹イベント活動とうメニューにつきまして、若者会の方に補助を予定しております。これに係る追加でございます。この内容につきましては、委員会のところで説明させていただきたいと思っております。

11目地域公共交通費、市町村有償運送委託料 22万3,000円でございます。これは上小阿仁八郎瀧間、交通空白に伴って運行している有償運送につきまして、現在、平日のみの運行でございますが、大地の芸術祭の開催期間中運行することに伴う経費でございます。なお、これにつきましては条例の改正が必要でございまして、今定例会に関係条例を提出させていただいております。

次の25ページ、3款 1項 3目老人福祉費 392万9,000円の減額。28節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金でございます。これは人事異動によりまして、特別会計で支払う人件費が減ったことに伴いまして減額されてものでございます。

次のページ、6目障害者福祉費 69万3,000円、19節負担金補助及び交付金、補助金として上小阿仁村人口透析等通院交通費助成金 44万1,000円。これは新たに要綱を設定いたしまして、頻繁に通院の必要がある方に対して通院に要する交通費を助成するものでございます。

4款 1項 1目保健衛生総務費 31万5,000円の追加でございます。この内18節備品購入費 31万5,000円。これが自動対外式除細動器の購入でございます。AEDとも呼ばれている医療機器でございます。大地の芸術祭に開催中八木沢公民館に設置するものでございます。終了後は村の公共施設に設置を予定しております。

次のページ、4款 3項 1目診療所費 450万4,000円の追加でございます。繰出金の追加で、これにつきましては、看護師1名が臨時職員から正職員に変わったことによる人件費の増額が主な理由でございます。次のページ、4項 1目水道費 40万円、負担金補助及び交付金、簡易水道未普及地域対策事業補助金でございます。これは簡易水道、小規模水道のない地域に対しまして、新たに要綱を制定して補助するものでございます。それに要する費用でございます。

次のページ、6款 1項 3目農業振興費 275万4,000円、18節備品購入費 173万円、トラクターの購入でございます。八木沢の西山下地区の水田の耕起のため大型トラクターを購入するものでございます。今年、大地の芸術祭が行われておりますけれども、今後とも良好な農地の管理をはかり引き続きイベン

トを開催できるようにするためでございます。

32 ページ、4 目造材事業費 686 万 3,000 円の追加、13 節委託料 686 万 3,000 円、これは県営の林道開設工事による支障木を伐木造材するための事業委託料、立木調査委託料でございます。5 目山村広場管理費 277 万 8,000 円の追加、13 節委託料 20 万円、15 節工事請負費 242 万 1,000 円については、コブ杉階段等の修繕にかかる経費でございます。6 目林道維持費 589 万 8,000 円の追加、これについては林道維持にかかる測量設計、工事請負費でございます。

7 款 1 項 2 目観光費 48 万円の追加、15 節工事請負費 48 万 3,000 円で。これは萩形キャンプ場東屋の解体工事でございます。

次のページ、8 款 2 項 1 目道路維持費 556 万 3,000 円の追加、工事請負費といたしまして、林道補修工事が 525 万円でございます。次のページ、2 目橋りょう維持費 192 万 1,000 円の追加、15 節工事請負費 172 万円、橋りょう修繕工事でございます。これは八木沢集落のはずれ萩形ダム方向ですけれども、木の橋があります。この橋に手すりがないため手すりを設置するための工事でございます。大地の芸術祭に間に合わせまして安全対策を実施したいというための追加でございます。

次のページ、9 款 1 項 6 目防災費 358 万 8,000 円の追加、11 節需用費、それから 18 節備品購入費につきましては、共に県の交付金を受けて災害の際の避難所機能強化を図るためのものがございます。需用費につきましては毛布、医薬品セットなど、備品購入費につきましては発電機、救助工具セット等でございます。

38 ページ、10 款 3 項 1 目学校管理費 26 万 3,000 円の追加、工事請負費、これは体育館のライン引き工事でございます、バスケットボールのルール改正によりましてラインを引きなおすための経費でございます。次のページ、8 目社会教育施設管理費 52 万 3,000 円の追加、13 節委託料、地域センター周辺環境整備委託料、これは支障木の伐採でございます、民家に支障が出ているため支障木を伐採するための経費でございます。5 項 1 目学校給食費 398 万円の追加でございます。次のページ、18 節備品購入費 387 万 3,000 円、給食用備品 371 万 5,000 円。食器洗浄器が 355 万 4,000 円、フードプロセッサーが 16 万 1,000 円でございます。4 目健康増進施設管理費 997 万 9,000 円の追加、15 節工事請負費、屋根外壁改修工事が 880 万 6,000 円。これについては当初予算で 1,590 万円ほどの予算をみております。これについては工法を変更するための追加でございます。当初設計でございますと、大屋根の雪が下の屋根に落ちるということで、また、同じような被害を受けるということ、設計を変更いたしまして、大屋根の雪が地面に直接落ちるような工法に変更したことによる増でございます。体育館ライン引き工事 52 万 5,000 円、これはバスケットコー

トのラインの変更でございます。

11 款 1 項 1 目農地農業用施設災害復旧費 248 万 4,000 円、19 節負担金補助及び交付金 248 万 4,000 円、農業生産施設復旧支援費 236 万 7,000 円、これにつきましては、4 月 3 日～4 日にかけての暴風による比内地鶏パイプハウスの被害に対する農家への補助金でございます。村単小災害復旧費 11 万 7,000 円、これについては、同じく暴風被害に係る比内地鶏もと鄙購入費の補助でございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 4 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 9 議案第 5 号～日程第 13 議案第 9 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 9 議案第 5 号 平成 24 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 13 議案第 9 号 平成 24 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件まで、5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。診療所事務長。

○診療所事務長（石上耕作） 47 ページをご覧ください。

議案第 5 号 平成 24 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 448 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,858 万 8,000 円とするものであります。内訳につきましては、53 ページをご覧ください。

歳入でございます。3 款 1 項 1 目繰入金 450 万 4,000 円の追加であります。これは人事異動に伴う給料、職員手当等、共済等を一般会計から 450 万 4,000 円を繰入れるものであります。

5 款 1 項 1 目納付金 1 万 7,000 円の減額であります。これも人事異動に伴い雇用保険料を 1 万 7,000 円減額するものであります。

次のページをご覧ください。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 448 万 7,000 円の追加であります。内訳といたしましては、給料が 362 万円の追加。職員手当等で職員諸手当が 114 万 6,000 円、退職手当組合負担金が 85 万 3,000 円の追加であります。共済費につきましては共済組合負担金 109 万 2,000 円の追加。社会保険料 25 万 4,000 円減、雇用保険料 4 万 2,000 円減、労災保険料 6,000 円の減であります。これにつきまして



は、人事異動に伴う人件費の追加でございます。賃金につきましては、内訳といたしまして補助賃金が 201 万 2,000 円の減、これも同じく人事異動に伴う減でございます。次の人夫賃金 158 万 5,000 円につきましては、13 節委託料からの組換え分でございます。13 節委託料につきましては、先ほど総務課長からもございましたけれども、運転賃金を委託料から賃金に組替えたもので、医師等送迎委託料が 26 万 2,000 円、運転業務委託料 132 万 3,000 円を 7 節へ組替えております。14 節使用料及び賃借料につきましては、往診車両の借り上げのための 9 万円の追加でございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 特別養護老人ホーム施設長

○特別養護老人ホーム施設長（鈴木壽美子） 61 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 6 号 平成 24 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第 1 号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に 4,525 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入歳出を 4 億 339 万円とする補正予算になります。

内容につきましては 67 ページをお開きいただきたいと思っております。歳入であります。

5 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 4,525 万 5,000 円の追加であります。

次の 68 ページをお開きいただきたいと思っております。歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費 4,425 万 5,000 の補正であります。内容につきましては給与関係につきましては、採用にかかる分の追加となっております。7 節の賃金でございますが、処遇改善分、前は交付金でありましたけれども、これが報酬の中に加算としてもらうことに申請いたしましたので、その 4 万円の 15 人の 10 カ月分となっております。13 節委託料、15 節工事請負費でございますけれども、行政報告でもありましたように、ボイラーが連休に壊れまして、その改修と温水器、これにつきましてはの配管もみておりますので、それを改修するというのでここに載せておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（武石善治） 建設課長。

○建設課長（小林隆） 同じく 75 ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第 7 号 平成 24 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、予算の総額を歳

入歳出それぞれ7,080万3,000円とするものでございます。

内訳につきましては、81ページをご覧ください。歳入であります。

3款 1項 1目一般会計繰入金50万円の追加でございます。これは施設管理費の応急工事費分として一般会計から50万円繰入れるものでございます。

次のページ、歳出、1款 1項 2目施設管理費50万円の追加であります。工事請負費に処理場器機分解修繕工事として50万円の追加でございます。これは今後のための応急工事費分でございます。当初予算で応急工事費として70万円を計上しておりましたが、小沢田処理場において2件の修繕工事がございまして、当初予算を執行したため追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 83ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号 平成24年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別補正予算（第1号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,737万円とするものであります。

内容につきましては89ページをお開きいただきたいと思います。歳入であります。

7款 1項 4目その他一般会計繰入金392万7,000円を減額するものであります。

9款 3項 1目雑入であります。24万9,000円の追加であります。これにつきましては、社会福祉協議会に委託しております事業の配食サービスの利用者が増えた関係で歳入を増やしております。

次の90ページ、3款 1項 1目介護予防事業費、2節、3節、4節については人事異動に伴う関係であります。7節、13節につきましてはシルバーの運転業務にかかる組替えであります。13節委託料の39万6,000円の追加につきましては、社会福祉協議会に委託している安否確認等その配食サービスを委託しておりますけれども、これの事業の増に伴う委託料の増ということになっております。

以上であります。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 提出議案関係お願いしたいと思います。

議案第9号でございます。11ページお願いいたします。

平成24年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて。

平成 24 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計は、施設管理費分として、平成 24 年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を 50 万円追加し、5,059 万 5,000 円以内とすることについて議会の議決を求める。

提案理由といたしまして、地方財政法の規定により、提出するものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 5 号から議案第 9 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 14 議案第 10 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 14 議案第 10 号 上小阿仁村印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 今の提出議案の 12 ページになります。

議案第 10 号 上小阿仁村印鑑条例の一部を改正する条例について。

提案理由

住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の改正に伴い、この条例案を提出する。7 月 9 日時点で外国人登録法の廃止に伴いまして、外国人登録証明書で処理したいものを、在留カードまたは特別永住者証明書によって対応する内容の一部改正であります。

よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 15 議案第 11 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 15 議案第 11 号 上小阿仁村有償運送等運行条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 14 ページでございます。議案第 11 号 上小阿仁村有償運送等運行条例の一部を改正する条例について。

上小阿仁村有償運送等運行条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、各イベントに向けた村外観光客の交通手段を確保

する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

次のページが条例の内容でございます。上小阿仁村有償運送等運行条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「をのぞく」を「は、運行しないことができる。」ことに改める。現行の条例につきましては、運行する日にちにつきまして、土、日、祝日を除くという規定になっております。これはを土、日、祝日は運行しないことができるという規定に改めるものでございます。これによりまして、必要な場合は運行できるということになります。

今年の大地の芸術祭に開催を機会に今後大きなイベントがあった場合、村内への交通アクセス確保を図るため改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第11号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第16 議案第12号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第16 議案第12号 除雪ドーザ（11トン級）の購入契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林隆） 16ページでございます

議案第12号 除雪ドーザ（11トン級）の購入契約の締結についてであります。

次のとおり除雪ドーザの購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、契約の目的 除雪ドーザの購入。契約の方法 指名競争入札。契約の金額 1,308万3,000円。内消費税相当額が62万3,000円であります。契約の相手方 大館市川口字隼人岱2-1 コマツ秋田株式会社 大館支店 支店長 小野寺正徳。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

#### 討論

○議長（武石善治） これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(武石善治) 討論ないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長(武石善治) 議案第12号 除雪ドーザ(11トン級)の購入契約の締結についての採決いたします。

本案は、原案のとおり決して、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶものあり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり可決されました。

#### 日程第17 議案第13号 上程・付託

○議長(武石善治) 日程第17 議案第13号 秋田県町村土地開発公社の解散についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(萩野謙一) 17ページでございます。議案第13号 秋田県町村土地開発公社の解散について。

秋田県町村土地開発公社定款第25条第1項の規定により、秋田県町村土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、当村においては、秋田県町村土地開発公社に委託しなくても、公共用地の取得が支障なく行なえる状況であることから、同公社設立当初の目的が達成されたと認められるため解散しようとするものである。

土地開発公社につきましては、全町村、こうした理由によりまして構成する団体全部で議会の議決をして解散することになっております。

以上でございます。

○議長(武石善治) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第13号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第18 議案第14号 上程・付託

○議長(武石善治) 日程第18 議案第14号 上小阿仁村立保育園を秋田市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長課長。

○住民福祉課長(小林悦次) 18ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号 上小阿仁村立保育園を秋田市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について。

上小阿仁村立保育園を秋田市の保育を実施する児童に使用させることについ

て、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、上小阿仁村と秋田市との間において、別記のとおり協議するものとする。

#### 提案理由

上小阿仁村立保育園を秋田市が保育を実施する児童に使用させるため、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき協議することについて、同条第 3 項の規定に基づき議会の議決を経る必要があるためであります。

次のページに協定書案を載せてあります。これにつきましては、経費につきましては、毎年、第 5 条のところに書いてありますが、毎年度厚生労働省において定める保育単価及び保育単価に加える加算額を歳入としまして、歳出につきましては、その子どもさんにかかる部分について歳出を 9 月の補正予算で計上させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武石善治） これより質疑をおこないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 14 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 散 会

○議長（武石善治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

16 時 05 分 散会

